

## 葛飾区在宅医療検討部会設置要領

23 葛保地第486号

平成23年8月19日保健所長決裁

### (設置)

第1条 葛飾区地域医療連携協議会設置要綱第7条の規定に基づき、在宅医療検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所管事項)

第2条 部会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 退院時調整と在宅医療の仕組みに関わること。
- (2) その他部会が在宅医療の推進体制のため必要があると認める事項。

### (委員)

第3条 部会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験者、保健所長及び次に掲げる団体等に属する者の中から推薦された者とする。

- (1) 葛飾区医師会
- (2) 葛飾区歯科医師会
- (3) 葛飾区薬剤師会
- (4) 東京慈恵会医科大学附属青戸病院
- (5) 東京都保健医療公社 東部地域病院
- (6) 葛飾区病院管理協議会
- (7) 葛飾区介護サービス事業者協議会
- (8) 葛飾区地域包括支援センター

### (会長及び副会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は葛飾区地域医療連携協議会が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、保健所長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

( 庶務 )

第 6 条 部会の庶務は、保健所地域保健課及び福祉部介護保険課において処理する。

( 委任 )

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 23 年 8 月 19 日から施行する。